

「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障関連法案」に 反対する意見書

安倍内閣は、集団的自衛権の行使を認める一連の法案を今国会へ提出した。

私たちは戦後70年、9条を柱とした平和憲法の下で、日本はどこの国とも戦争せず、1人も殺し、殺されることもない「平和国家」を築いてきた。このことは、日本人として、悲慘な過去の戦争からの反省と2度と戦争をしないという痛恨の思いが、国民の根底に息づいたものである。

ところが国会に提出され、5月26日から衆議院で審議入りした「安全保障関連法案」は、過去23年分の海外派兵法制10本を大転換する一括法と、派兵恒久法2本で構成されている。この法案は自衛隊がいつでも、どこでも参戦・支援するための法案とさえいえる危険な内容であることが明らかとなってきた。

さらに、6月4日の衆議院憲法審査会で、与党推薦も含めた3人の憲法学者が全て、この法案は「違憲」であることを表明したことは、決定的な判断であり、安倍内閣の誤りを厳しく断罪し、その危険なねらいを根底から拒否するものである。

私たち国民は、戦争のない平和な国、世界を願っている。日本国民は、あの悲慘な戦争を2度と繰り返さないと誓った憲法九条を誇りにしてきたのである。安倍内閣の憲法違反ともいえる危険な法案に反対し、歴史に禍根を残さないよう、その撤回を求めて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成27年6月22日

福島県伊達郡桑折町議会

内閣総理大臣	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿